

処 分 の 名 称	火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示
根拠法令・条項	火薬類取締法第 11 条第 1 項ただし書
関係法令・条項	・火薬類取締法施行規則第 15 条及び第 16 条 ・火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第 15 条の表に掲げるその他の火工品の数量（昭和 49 年通商産業省告示第 51 号） ・火薬類取締法施行規則第 15 条第 2 項の規定に基づく火薬庫外において貯蔵することのできる信号焰管（平成 9 年通商産業省告示第 547 号）
審 査 基 準	・火薬類取締法施行規則の一部改正について （昭和 42 年 6 月 30 日 42 化局第 291 号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について （昭和 42 年 12 月 20 日 42 化局第 648 号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について （昭和 46 年 10 月 21 日 46 保局第 445 号） ・火薬類に関する対策の強化について （昭和 50 年 2 月 28 日 50 立局第 128 号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について （昭和 54 年 9 月 10 日 54 立局第 531 号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について （平成 6 年 7 月 29 日 6 立局第 230 号） ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について （令和 3 年 3 月 1 日 20210215 保局第 1 号）
標 準 処 理 期 間	貯蔵場所確認の日から 10 日